

「不戦へのネットワーク」代表就任に際して

飯島 滋明

(名古屋学院大学准教授。憲法学・平和学)

今年はアジア・太平洋戦争での敗戦から 70 年目の年に当たります。70 年目という節目の年に際し、第 2 次世界大戦 70 年目の欧州の状況を紹介します。1939 年 9 月、ドイツがポーランドに侵攻することで第 2 次世界大戦がはじまりますが、ポーランドは人口の約 6 分の 1 を失い、ワルシャワの街の 8 割がナチスによって破壊されました。2009 年 9 月 1 日、ポーランドのヴェステルプラツェで第 2 次世界大戦から 70 年目の記念式典が行われましたが、その式典でドイツのメルケル首相は批判の対象ではありませんでした。ドイツはそれまでに近隣諸国に対し謝罪と信頼醸成を求める外交を続けてきたからです。2011 年にはポーランド外相が「ユーロの信頼回復のためにドイツが率先すべき」とすら発言するほど、ドイツは信頼されています。むしろ 70 年目の記念式典でポーランドの批判の対象となっていたのはロシアのプーチン首相でした。「ソ連のポーランド侵攻は悪くない」との主張をしていたからです。歴史認識の問題は過去の話ではないのです。

一方、敗戦から 70 年目の今年、日本はどうでしょうか？ たとえば THE WALL STREET JOURNAL, 16 - 18, January, 2015 (Asia Edition) には、日本軍慰安婦に関する記事が掲載されています。マックグロウ・ヒルエドゥケーション社の発行する歴史教科書では、日本軍が 14 歳から 20 歳の、約 20 万人の女性を強制的に募集、徴用し、日本軍売春所 (Japanese Military Brothels) で強制的に働かせ、「そうした行動を隠すために日本軍は多くの慰安婦を虐殺した (massacred)」という、歴史学者の記述が掲載されています。

こうした記述に対し、日本の外務省は 2014 年 12 月、「日本政府の立場と対立する、重大な誤りと記述」があるとして修正を求めました。教科書会社とその部分を執筆した歴史学者は日本の要求を拒否しました。「歴史を学ばない国民は滅びる」とは、自民党をつくった吉田茂の言葉ですが、「日本軍慰安婦」

に関して上記のような対応をした、最近の安倍自民党の政治家、「歴史を学んだ」と言えるでしょうか？

ちなみにこの出来事はネットでも話題

になっています。アメリカでのネットの書き込みですが、「吉田証言は虚偽であり、吉田清治氏の証言を 16 回も掲載した朝日新聞は 2014 年 8 月に吉田証言が虚偽であったことを認めた」「日本政府や日本軍、韓国政府や韓国警察、アメリカ政府の公式文書で、日本が強制的に連行したという公式文書は存在しない」「『民間企業が私を誘拐した』『父親に売られた』と証言する慰安婦がいる一方、日本に強制的に連行されたと証言する慰安婦はいない」「ドイツが謝罪したのは大虐殺をしたユダヤ人だけであり、戦争被害者には謝罪していない。……一方、日本は戦争犠牲者や犠牲を受けた国々にも補償した」という、なぜか日本の右翼のほとんど同じ主張の書き込みがあります。

そうした書き込みに対し、「日本にいるあなたのような人々こそ、アジアに激動をもたらしてきた」「ドイツに習い、真摯なる謝罪が必要だと確信する」、「約 300 人のオランダ人女性も日本軍性奴隷にさせられた……公式文書がないというが、日本軍や日本政府が焼却したからだ。公式文書が焼却されたことは、こうした事実がなかったことを意味しない。あなたのような否定者は日本国に恥をかかせます。世界は忘れないでしょう」との書き込みがあります。

安倍首相は歴史修正主義者、国家主義者と外国でも看做されていますが、安倍首相は歪曲した歴史観を世界に宣伝しようとするだけではなく、海外での武力行使を可能にする政治をすすめています。第 2 次安倍内閣は国家安全保障会議設置法を制定し



(2013年11月)、秘密保護法を制定し(2013年12月)、「国家安全保障戦略」、新「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」という「防衛政策三文書」を策定し(2013年12月)、武器輸出三原則を廃止(2014年4月)、集団的自衛権の行使容認の閣議決定(2014年7月)といった政策を進めてきました。第3次安倍政権も、2015年前半までに日米ガイドラインの再改定、通常国会での戦争関連法の制定や改正を目指しています。

沖縄では、辺野古への新基地建設、高江のヘリパッド建設などを圧倒的な沖縄の民意に反し、かつ「負担軽減」「抑止力」というウソを名目に強行的に進めています。こうした安倍自民の狙いは、「地理的・時間的・空間的制約なしのアメリカとの軍事的一体化」「海外での武力行使」、とりわけ「集団的自衛権」の行使です。安倍政権は、海外での武力行使を目指す政策を「積極的平和主義」と命名しています。

実は平和学でも「積極的平和主義」は重要な概念です。ただ、意味は全く違います。平和学の第一人者であるヨハン・ガルトゥングは1969年の著書『構造的暴力と平和』(翻訳は中央大学出版部、1991年)で、貧困、搾取、差別などがある状態を「構造的暴力が存在する状態」とし、「構造的暴力」をなくすととりくみを「積極的平和主義」としました。その後、ガルトゥングは「積極的平和主義」の意味を深化させ、「医療制度の恩恵を受けられること」「学校でいじめなどをなくすととりくみを積極的に行うこと」のように、「何かがある状態」を「積極的平和主義」としています(ガルトゥングの「積極的平和主義」に関して、平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会編『いまこそ知りたい 平和への権利48のQ&A』(合同出版、2014年)16-19頁)。

安倍政権の「積極的平和主義」は平和学では「直接的暴力」にあたり、真っ先に否定されるべきものとされています。安倍政権は平和学や日本国憲法で否定されている「直接的暴力」を可能にする政治を加速させようとしています。そうした政治を私たちは認めても良いのでしょうか？

私は敗戦後70年という節目の年にあたり、特攻基地があった知覧の地で食堂を営み、「特攻の母」と言われた鳥濱トメさんの言葉を思い出します。鳥濱トメさんによれば、「隊員の多くは、戦争をしてはならない。平和な日本であるように、ということをしていました」とのことです。アジア・太平洋戦争の末期には、20歳に満たない若者すら特攻隊員とし

て生命を絶たざるを得ない状況に追い込まれました。一方、国民には死を強要しながら、戦争を遂行した日本の権力者や軍の上層部たちは国のために死ぬことなく、いざとなれば自分たちは逃げました。

このように、戦争とは権力者による極めて無責任な行為であること、にもかかわらず、被害を受けるのは戦争を起こした権力者ではなく一般市民であることも明らかになりました。そうした悲惨な戦争を権力者が二度と起こさないようにするため、日本国憲法では徹底した平和主義が採用されています。ところが「歴史を学ばない」安倍自民は「戦争をしてはならない。平和な日本であるように」という特攻隊員の思いと憲法の平和主義成立の歴史、意義を無視し、また、「平和への権利(Right to Peace)」を国際法典化しようとする国際社会の流れに逆行して、「ガイドライン再改定」「戦争法制定」、ひいては「憲法改正」によって再び海外で武力行使を可能にする政治をすすめています。こうした安倍自民の政治を私たちは認めても良いのでしょうか？

「戦争をしてはならない。平和な日本であるように」という特攻隊員たちの思いに答えるためにも、無責任な政治家が起こす戦争で子どもや孫の世代が再び犠牲になる世の中にしないためにも、いまこそ私たちは平和に対して揺るぎない決意をもって政治に対峙することが求められています。

そうした決意をもって、非力ではありますが「不戦ネット」のみなさまとともに「平和」のために行動させていただきたいと思っています。

至らないところがあると思いますが、よろしくお願いいたします。

